

大島町地域防災計画

【概要版】

《目次》

I	地域防災計画とは	1
II	地域の災害危険性	2
III	災害に備える活動	4
IV	災害発生時の活動	6
V	災害からの復興	11

平成29年3月

 大島町

I 地域防災計画とは

1 計画の目的

大島町地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて大島町防災会議が策定するものです。

この計画では、防災関係機関、公共的団体、住民等がその全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせる大島町をつくることを目的としています。

2 基本的考え方

大島町地域防災計画は次の考え方に基づいて作成し、防災施策を推進しています。

■ 災害教訓、社会環境、提言の反映

1986年11月に発生した伊豆大島噴火の経験、2013年10月に発生した台風26号に伴う土砂災害、2011年の東日本大震災をはじめ国内外で発生した災害の教訓や提言（「平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会報告書」等）、また、近年の社会環境の変化及び町民、町議会等の各種提言を、可能な限り反映しています。

■ 減災の視点、要配慮者や男女共同参画の視点

災害時の被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としています。また、政策・方針決定過程及び防災の現場においては、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮して防災対策を推進します。

■ 復興計画との連動

2013年台風26号に伴う土砂災害から復興と再生を図るための基本計画である「大島町復興計画」（平成26年9月）と連動させ、「被災を繰り返さないまちづくり」及び「安心して住み続けられるまちづくり」を推進します。

3 計画の構成

大島町地域防災計画は、災害事象別の6つの計画及び資料編の7編で構成しています。

震災対策編	地震災害に対する総則、予防計画、災害応急対策・復旧計画
津波対策編	津波災害に対する総則、予防計画、災害応急対策・復旧計画
風水害対策編	大雨・土砂災害等に対する総則、予防計画、災害応急対策・復旧計画
火山対策編	火山災害に対する総則、予防計画、災害応急対策・復旧計画
大規模事故編	大規模火災、危険物事故、船舶事故、航空機事故等に対する総則、災害予防計画、災害応急対策・復旧計画
災害復興計画編	災害共通の復興計画
資料編	災害共通の資料・様式

Ⅱ 地域の災害危険性

1 地震・津波

■ 過去の主な被害

1978年1月14日の伊豆大島近海地震では、島内で震度5の揺れを記録したほか、地震発生から約16分後に岡田港で70cmの津波を記録しました。この地震により島内ではブロック塀の倒壊などの被害が発生しています。

また、1703年の元禄関東地震では、岡田地区に高さ10メートルの津波が到達し、56名の死者・行方不明者をもたらしました。

■ 被害想定

東京都の調査によると、元禄型関東地震が発生した場合、島の大部分が震度6弱以上の揺れとなり、津波の最大波高は地震発生から約11分後に9mほどに達すると予測されています。さらに、揺れや急傾斜地の崩壊等に起因する建物の全半壊が約650棟、死者が約15人、負傷者は約89人に上ると予測されています。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、島の大部分が震度5強の揺れとなり、津波の最大波高は地震発生から約22分後に16mほどに達し、津波等に起因する建物の全半壊が約200棟、死者が約37人、負傷者は約21人に上ると予測されています。

※津波避難目標ラインについて

町が配布している「伊豆大島 防災の手引き【地震・津波編】」には、「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」の3段階の津波の高さに応じて浸水域を想定した「津波避難目標ライン」を掲載しています(右図参照)。

このうち、大津波警報の避難目標ラインは、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波の高さを想定して設定しています。



2 風水害

■ 過去の主な被害

平成25年10月の台風第26号は、町内で24時間雨量が800mmを超え、元町地区上流域の大金沢を中心とする溪流に大規模な土石流が発生させました。大量の流木を含んだ土石流は神達地区を流下して元町地区に達し、400棟の家屋被害と39名の死者・行方不明者をもたらしました。

また、昭和33年9月の狩野川台風では、元町地区に土石流が発生し、死者・行方不明者2名、負傷者16名、被災家屋146戸の被害をもたらしました。

その他、昭和23年と昭和24年の台風では、高潮が発生して波浮港に被害をもたらしました。

■ 警戒区域

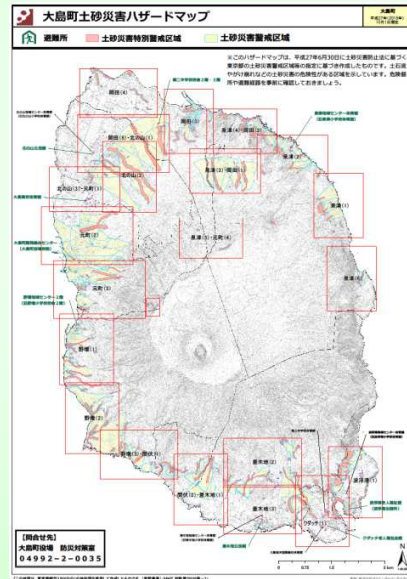
町内には、土砂災害防止法に基づいて指定された土砂災害警戒区域が 549 箇所(うち土砂災害特別警戒区域 514 箇所を含む。)分布します。

※土砂災害防止法とは

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の危険区域を指定し、ハードやソフトの土砂災害対策を推進する法律です。

土砂災害の危険区域には土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の2種類があり、土砂災害警戒区域に指定されると警戒避難体制の整備等が行われます。さらに危険度が高い特別警戒区域に指定されると、建物の構造規制等が行われます。

町では、土砂災害警戒区域や避難場所の分布、災害に対する備え、災害時の避難行動等を示した「大島町土砂災害ハザードマップ」(右図参照)を配布し、警戒避難体制の向上を図っています。



3 火山災害

■ 過去の主な被害

1986年には7月から火山性微動があり、11月15日に山頂噴火が発生し、19日には溶岩がカルデラ床へ流下しました。21日にはカルデラ床で割れ目噴火が発生し、さらに外輪山外側でも割れ目噴火が発生して、全島民1万人が島外に避難しました。

■ 警戒区域

伊豆大島は気象庁による「噴火警戒レベル」が導入されており、噴火警戒レベルに対応して警戒が必要な範囲が設定されています。

※噴火警戒レベルとは

噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1からレベル5の5段階に区分したものです。

各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等とのべき防災行動が一目で分かるキーワードが設定されています(レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」)。

現在の噴火警戒レベルがどの段階にあるかは、噴火警報等で発表されます。

(注) 噴火警戒レベルは平成29年3月に改正されました。



Ⅲ 災害に備える活動

1 災害に強いまちづくり

災害による被害を最小限にするためには、私たちの住むまちを「災害に強いまち」に変えていく必要があります。

■ 防災訓練

災害に備えて防災関係機関、住民等が参加する総合防災訓練を定期的実施します。

(右写真:平成 28 年度 総合防災訓練の様子)



■ 指定緊急避難場所・指定避難所等の確保

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、次のような用途別に指定緊急避難場所・指定避難所等を確保しています。



指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所です。 ▶ 災害の事象別(土砂災害、地震・津波、火山災害)に、公民館、地域センター、学校等の屋外及び屋内施設を指定しています。
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設です。 ▶ 公民館、地域センター、学校等の屋内施設を指定しています。
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所です。 ▶ けんこうセンター、総合開発センター等の施設を指定しています。 ▶ その他民間の社会福祉施設と、福祉避難所の開設についての災害時協力協定を締結しています。

■ 備蓄の強化

町では避難所収容者数及び滞留旅客者数を想定し、3日分の現物備蓄の方針を示しています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民 4,600 人 (津波浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の人口) ▶ 観光客 1,200 人 (宿泊定数の約 5 割) 	
主な品目・目標量	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料 52,200 食 ▶ 哺乳瓶代用品等 2,100 セット ▶ 毛布 11,600 枚 ▶ 生理用品 5,900 枚 ▶ 大人用紙おむつ 6,900 枚 ▶ 尿とりパッド 3,400 枚 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調整粉乳 29,500 g ▶ 飲料水 52,200 l ▶ 安眠マット 5,800 枚 ▶ 乳幼児用紙おむつ 4,100 枚 ▶ おしりふき 1,400 個 ▶ 簡易トイレ 80,000 個

2 地域防災力の向上

災害の発生に備えて「自分たちの地域は自分たちの手で守る」との考え方を普及し、住民や地域組織、企業等が連携して活動することが求められます。

■ 防災教育・災害教訓の伝承

町では、火山博物館、伊豆大島ジオパーク、防災の手引き(地震・津波、風水害)やハザードマップ(土砂災害、火山)などを活用し、過去の災害教訓の伝承、防災知識の普及を推進しています。



■ 避難行動要支援者の避難支援体制づくり

町では、障害者や一人暮らしの要介護高齢者等、災害時に介助が必要な方々の避難等を支援するため、「大島町避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を策定して支援体制の整備を進めています。

さらに、町では避難行動要支援者本人又はその家族などの申請により「避難行動要支援者名簿」への登録を行っており、登録された情報は、平時から警察、消防、民生委員・児童委員、自主防災組織などと共有し、災害時の円滑な避難支援のために活用します。

避難行動要支援者等の用語について

- 「要配慮者」 …………… 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、特に配慮を要する方です。
- 「避難行動要支援者」 …… 要配慮者のうち、自力で避難することができない方及び避難に時間を要する方等です。
- 「避難支援等関係者」 …… 自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防、警察その他の避難支援等の実施に携わる関係者です。

■ 災害時協力協定

町役場や町内の防災関係機関の対応力を超えるような大規模災害、町内が壊滅的な被害を受けた場合を想定して、町内外の団体、民間企業等と災害時協力協定を締結し(下表参照)、災害時に速やかに応援が受けられるようにしています。

行政の応援	大島支庁、大島警察署、東京消防庁、島しょ町村、東伊豆町、国土交通省関東地方整備局
避難支援	大島高等学校、大島海洋国際高等学校、七島信用組合、(社福)椿の里、(社福)武蔵野会、(社福)大島社会福祉協議会、(医療法人社団)藤清会
建設関係の応援	大島建設業協会、村松興業(株)、ツバキ建設(株)

IV 災害発生時の活動

1 災害対策本部

災害が発生したときには、町は災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立します。

■ 災害対策本部の設置

災害対策本部とは災害対策を実施するために設置される組織で、町長を本部長とします。設置基準は、次のとおりです。

〈大島町災害対策本部の主な設置基準〉

- ▶ 暴風雨、土砂災害、高潮、地震(東海地震予知)、津波、火山噴火等の大規模な災害が発生
- ▶ 大規模な災害に発展するおそれがあり、町が総力をあげて応急対策等にあたる必要がある

■ 職員の動員

災害が発生したときは、町役場に職員が動員されます。特に、地震、津波、火山災害の場合は、震度や警報等のレベルに応じて自動配備を行います。

2 情報伝達・広報活動

気象警報、震度、避難情報等の防災情報は、災害対策を行うために重要です。大島町では、以下のような情報伝達、広報及び災害相談活動を行います。

■ 情報伝達・広報

住民の皆さんへの災害情報の発信には、防災行政無線、広報車、町ホームページ等を活用します。また、高齢者、障害者等の避難行動要支援者には、状況に応じて電話や口頭での連絡も行います。

戸別受信機等の無償貸出

町では、防災行政無線を受信できる戸別受信機とヘルメットの無償貸出を行っています。お持ちでない方は、町役場又は出張所に申請してください。



■ 被災者相談

大規模な災害時には、住民の皆さんからの相談や問い合わせに対応するため、町役場、出張所、避難所などに臨時の被災者相談所を設置します。

〈被災者相談の主な内容〉

- ▶ 罹災証明の発行
- ▶ 支援金等の申込み
- ▶ 税金の減免等の申請
- ▶ 家族等の安否情報の照会
- ▶ 仮設住宅等の申込み
- ▶ その他生活などの相談

3 消火・救助・医療活動

■ 消火・救出活動

大地震では火災が多発したり、倒壊した建物等に多くの住民が下敷きになるなど、消防署や消防団だけでは対応ができなくなることが予想されます。

このため、現場に真っ先に駆けつけられる地域の事業所、自主防災組織、住民等の方々が初期消火や救出活動に協力していただくことが不可欠です。また、救出した方の搬送等についても、住民の皆様にご協力を求めることがあります。

発災時の防災・減災活動へ協力を！

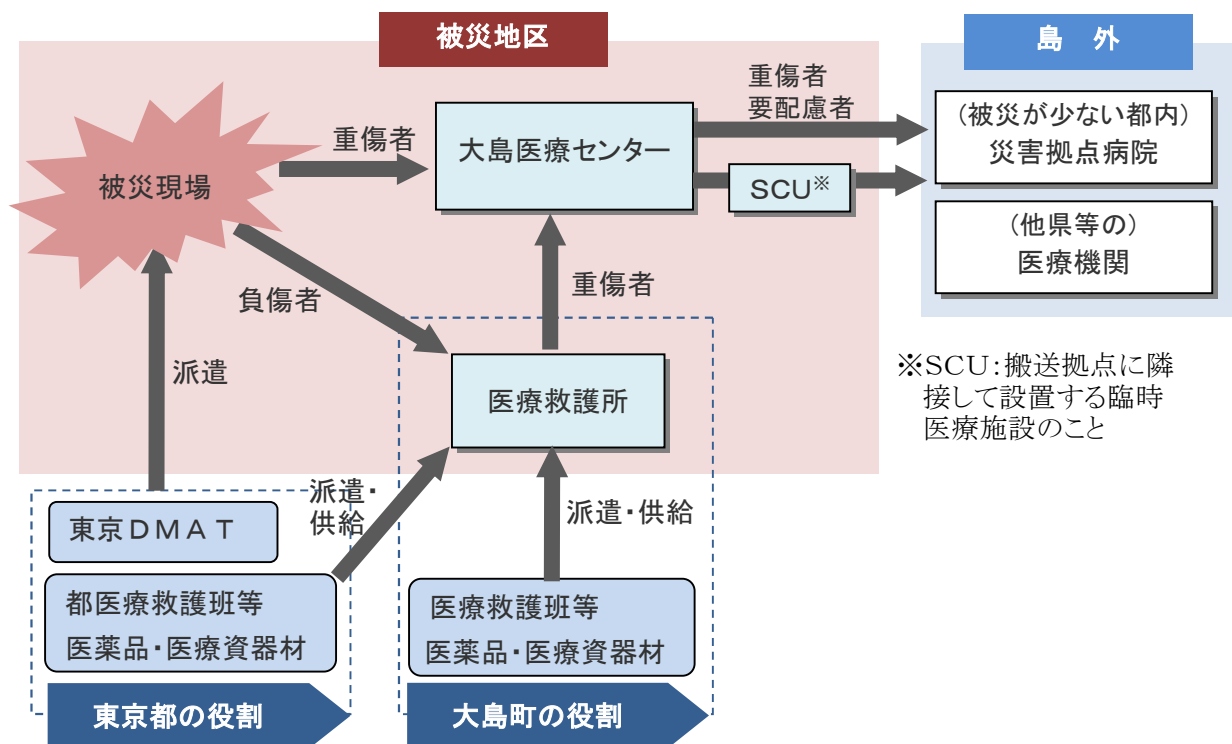
阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された方の約9割を、家族や隣近所の方が救出したといわれています。地域の自主防災組織、事業所等が協力して、救出活動等を行うことが重要です。

■ 医療救護活動

多数の傷病者が発生したときは、保健所や大島医療センター等と連携して町内に医療救護所を設置します。医療救護所では、医師等で編成する医療救護班が、負傷者のトリアージ(※)や応急手当等を行います。また、重傷者等は拠点となる病院等へ搬送して治療を行います。

その他、避難生活者の健康を確保するために保健師や看護師等が避難所を巡回し、感染症やエコノミークラス症候群の予防ケア等を行います。

※「トリアージ」とは、災害時現場等で多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じた処置や搬送を行うために、治療の優先順位を決定することをいいます。



〈災害医療救護活動のながれ〉

4 避難活動

■ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令

大雨による土砂災害、津波等から命を守るため、気象警報等を活用して次の3段階の避難情報を発表します。

なお、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合は、いずれも避難指示(緊急)となりますので、速やかに高台へ避難するように心がけましょう。

避難情報の種類	発令のタイミング	必要な避難行動
避難指示 (緊急)	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難しましょう。 ▶ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定緊急避難場所(※)へ避難しましょう。 ▶ 指定緊急避難場所まで避難することが危険な場合は、近所の高い建物や堅固な建物、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
避難準備・高齢者等避難開始	災害の発生する可能性が高まり、避難勧告や避難指示(緊急)の発令が予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。 ▶ 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児をお連れの方等)は 避難を開始しましょう。

※指定緊急避難場所については、4 ページをご参照ください。

■ 避難所の開設・運営

町が避難情報を発令したときは、町の職員があらかじめ指定した避難所(※)に駆けつけ、施設の管理者と協力して避難所を開設します。

避難所へは飲料水、食料、生活物資を供給するほか、仮設トイレの設置や衛生管理等を行い、被災者の避難生活を支援します。

また、高齢者や障害者、女性等の専用スペースを確保するなど、要配慮者や女性等に配慮した避難所運営を行います。

※指定避難所については、4 ページをご参照ください。

避難生活での要配慮者、女性等への配慮とは

避難所には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギーの方等もいらっしゃいます。これらの方々には、単独での移動やトイレが困難であったり、一般的な非常食を食べることができない等、避難生活に様々な不安を抱えています。

このため、これらの方々には、専用スペースの割当て、特別な食事の用意、授乳室の確保等が行われることがありますのでご理解ください。

また、これらの方々の移動等の介助、必要な支援ニーズの調査、プライバシーの確保等にご協力ください。

5 二次災害の防止

■ 被災宅地の応急危険度判定

斜面を造成した宅地等では、地震や大雨で地盤が崩れて、家屋が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐため、宅地の危険度を応急的に判定します。

■ 被災建築物の応急危険度判定

大きな地震で建物が被災したときは、余震で建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、被災した建物の危険度を応急的に判定します。

これらの判定は目視で行い、判定結果のステッカー(右図参照)を建物の入口等に表示します。

また、判定の結果、倒壊等の危険がある場合には、避難や立入制限等を行うことがあります。



6 被災者の生活支援

■ 食料・生活必需品の提供

災害発生当初は、町が備蓄している食料や生活必需品を被災者に提供します。

また、町内での食料や物資等の調達が困難な場合は、都や国、さらには全国に救援を要請し、町内の各避難所等に配送します。

■ 給水

水道が断水したときは、町内の指定水道工事店等の協力を得て、大島医療センターや福祉施設等の重要施設に優先的に給水するほか、浄水場、応急給水槽等を活用した給水活動を行います。

給水拠点の種類	設置箇所
浄水場	北の山浄水場、南部浄水場
応急給水槽	元町港船客待合所地下

家庭内備蓄について

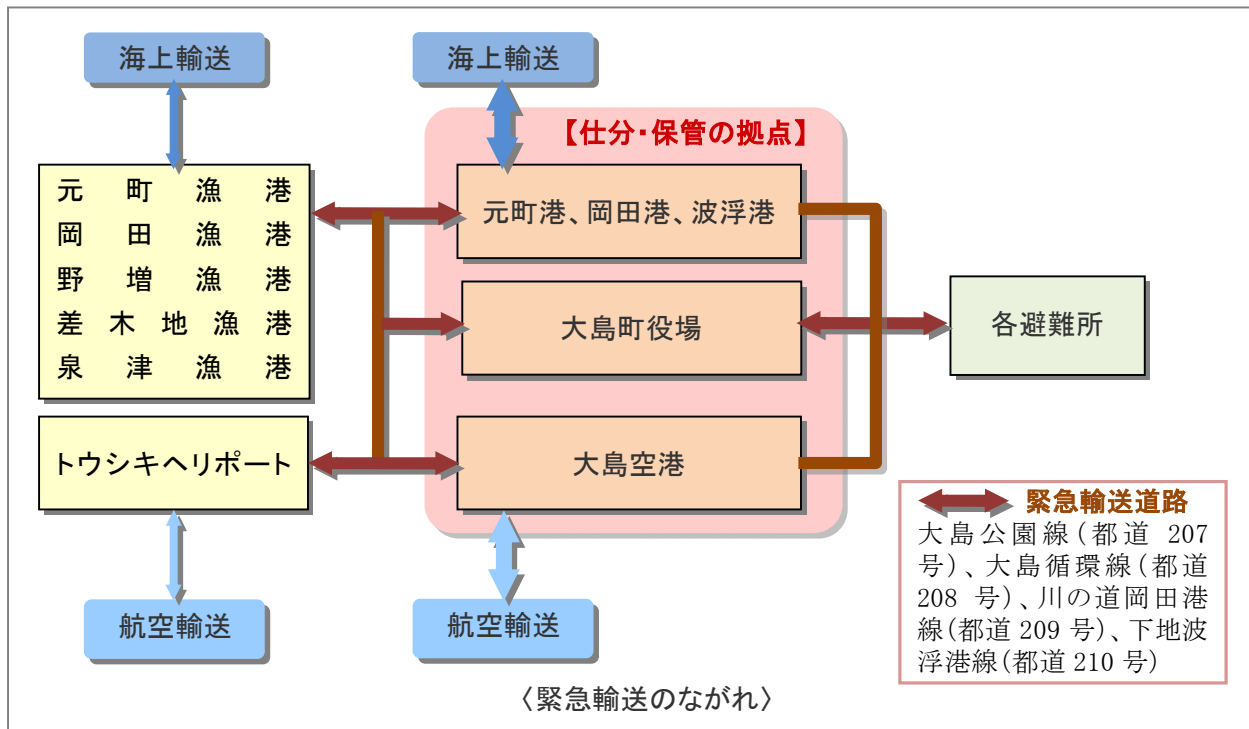
「自分の命は自分で守る」という自助の理念のもと、普段から家庭や職場内で3日分以上の食料・水・生活必需品を備蓄しておきましょう。

また、応急給水を受ける場合に備えて、ポリタンクや給水袋等も用意しておきましょう。

7 緊急輸送

海に囲まれた町は、災害時に陸路が寸断される危険性が高いため、陸路、空路、海路を効果的に組み合わせた緊急輸送を行う必要があります。

町では、町役場及び港湾・空港を救援物資等の仕分け・保管を行う拠点、4つの主要な都道を緊急輸送道路に位置づけ、各避難所等への緊急輸送を実施します。また、漁港やヘリポートも活用することで、輸送ルートが寸断された場合の輸送体制を補完します。



8 災害ボランティア

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。

町は、大島社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネート、防災関係機関、東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整等を行います。

〈ボランティアの主な活動〉

専門ボランティア	一般ボランティア
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 救護所等での医療、看護 ➢ 被災宅地の危険度判定 ➢ 外国語の通訳 ➢ 被災者への心理治療 ➢ 要配慮者の介護 ➢ その他の専門的知識、技能を要する活動など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難所の運営補助 ➢ 炊き出しや食料、飲料水などの受入・配給 ➢ 救援物資や義援品の仕分け ➢ 要配慮者の介助 ➢ 被災地の清掃 ➢ その他被災地における軽作業など

V 災害からの復興

1 再建支援

■ 被災者の再建支援

被災された方々が一日も早く自力で生活ができるように、国、都、町、その他公共機関が協力して、支援金の支給や資金の貸付、住宅の確保、税金や公共料金の特例措置等の対策を実施します。

災害時の様々な再建支援メニュー

- 支援金の支給・貸付等
 - ◇ 被災者生活再建支援金の支給
 - ◇ 災害援護資金の貸付
- 税金の特例措置等
 - ◇ 国税、都税の納入期限の延長等
 - ◇ 町税、国民健康保険税等の減免
- 公共料金等の特例措置等
 - ◇ 保育料の減免
 - ◇ 電話料金等の減免
- その他
 - ◇ 義援金品の配分、提供
 - ◇ 被災住宅の応急修理

■ 中小企業、農林漁業者の支援

災害によって被害を受けた中小企業、農林漁業者等の再建、経営の安定を図るため、政府系金融機関等による復旧資金の融資等を推進します。

■ 災害復旧事業

迅速な災害復旧のため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及びその他の法律による財政援助を受けて災害復旧事業を推進します。

※激甚災害とは、国民経済に著しい影響を及ぼす災害で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害をいいます。

2 災害復興

大規模な災害により著しい被害を受けたときは、町長を本部長とする大島町災害復興本部を設置します。また、関係機関との協議及び住民等との合意形成を図りながら復興計画を策定し、復興事業を推進します。

台風 26 号災害の復興計画について

町では、平成 25 年台風 26 号災害からの計画的な復興を推進するため、平成 26 年 9 月に「大島町復興計画」を策定しました。

この復興計画では、復興理念に「協働と連携による島の地域力と安全・安心なまちの再生をめざして」を掲げ、また、「被災者の生活再建支援」「地域基盤・インフラの復旧」「産業・観光復興支援」「防災まちづくりの強化」の4つを施策の柱とし、平成 26 年度～平成 35 年度までの 10 年間の目標と施策を定めています。